

大阪大学核物理研究センター業務分掌規程

第一条 この規程は、大阪大学核物理研究センター（以下「センター」という。）規程第三条第二項の規定に基づき、センターに置かれる研究部門及び室の業務分掌について定める。

第二条 核物理実験研究部門においては、次の業務を行う。

- 一 AVFサイクロトロン及びリングサイクロトロン（附属設備を含む。以下「サイクロトロン」という。）を使用する実験研究及び教育に関する事。
- 二 レーザー電子光を使用する実験研究及び教育に関する事。
- 三 大塔コスモ観測所における実験研究及び教育に関する事。
- 四 共同利用実験に関する事。
- 五 スーパーコンピュータ、汎用計算機及びネットワークシステムの運用に関する事。
- 六 前各号に掲げるもののほか、核物理実験に関する事。

第三条 核物理理論研究部門においては、次の業務を行う。

- 一 核物理及び関連分野の理論研究及び教育に関する事。
- 二 スーパーコンピュータ、汎用計算機及びネットワークシステムの運用に関する事。
- 三 前各号に掲げるもののほか、核物理理論に関する事。

第四条 加速器研究部門においては、次の業務を行う。

- 一 サイクロトロンに係る研究及び教育に関する事。
- 二 サイクロトロンの建設、改良、開発及び運転に関する事。
- 三 サイクロトロンの共同利用に関する事。
- 四 前各号に掲げるもののほか、加速器の研究に関する事。

第五条 安全衛生管理室においては、次の業務を行う。

- 一 センターの安全に関する事。
- 二 センターの衛生に関する事。
- 三 前各号に掲げるもののほか、安全衛生管理に関する事。

第六条 放射線管理室においては、次の業務を行う。

- 一 放射線の安全管理に関する事。
- 二 放射性廃棄物の処理に関する事。
- 三 共同利用に係る放射線管理に関する事。
- 四 前各号に掲げるもののほか、放射線管理に関する事。

第七条 研究企画室においては、次の業務を行う。

- 一 共同利用に係る企画に関する事。
- 二 センターの広報に関する事。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月二十六日から施行し、昭和五十二年十月一日から適用する。

ただし、第三条に係る部分については、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則

この改正は、昭和五十四年四月二十七日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年六月二十一日から施行し、平成元年五月二十九日から適用する。

附 則

この改正は、平成三年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成三年十月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この改正は、平成十六年四月一日から施行する。